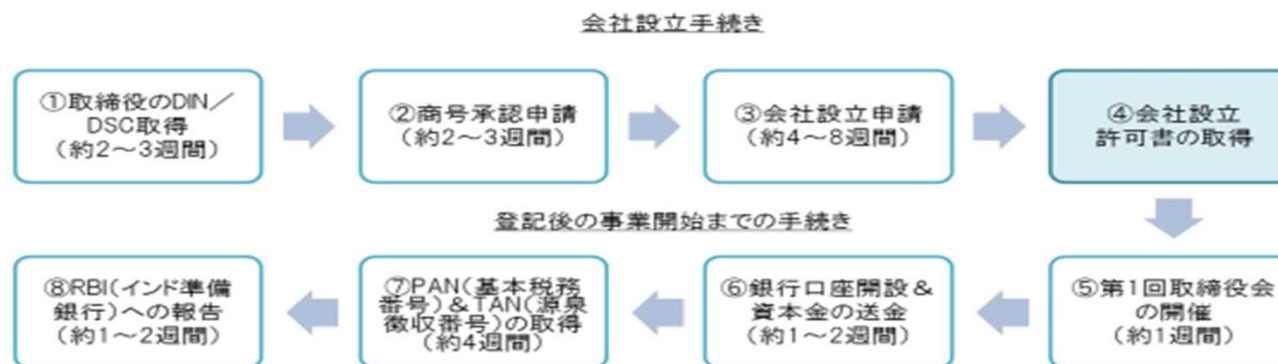


インド 現地法人設立(1/4)

インドでセルフ健康チェック事業を事業展開するために、まずは当コンソーシアムの代表団体であるケアプロの現地法人をバンガロールに設立した。インド当局への登記手続きには会社設立のサポートを行う現地会計事務所の支援を受け、ケアプロ本社で必要な書類の準備を進めた。インドでの会社設立は最短で2ヵ月、場合によっては半年以上かかるケースがあると言われているが、同社の場合は準備を開始してから約4ヵ月で登記が完了し、11月中旬に“Carepro Health India Private Limited”が設立された。

インドにおける会社設立のステップは、通常下記の流れである。これらのスケジュールは、日本側の書類作成等の対応期間や想定外のインド当局側からの追加要求等により大きく変動する可能性が高いため、あくまでも参考値として提示したい。また、会社設立プロセスに入る前には、インドでの子会社設立に関してや現地会計会社との契約、インド子会社への出資に伴う親会社の定款変更について、インドの人材派遣会社との契約、そしてインドの医療機関とのMOU契約等について、日本の弁護士事務所からアドバイスをもらいながら手続を進めた。インド法に関するアドバイスは現地弁護士事務所を通じる必要があるが、日本法との違いや法的に注意すべきポイントを整理できたことは有益だった。

図表 26：インドにおける会社設立手続きのステップ（非公開会社の場合）



（出所：当コンソーシアム作成）

インド 現地法人設立(2/4)

ここでは、会社の登記完了までの①から④までのステップについて、当事業を通じて明らかになった留意点を述べる。
また、下記は現時点のインド会社法（Companies Act 2013）に基づく情報である。

①取締役のDIN／DSC取得

インドで会社を設立するための最初のステップは、まず新しい会社の取締役となる者を決め、インド企業省に申請することである。現在のインドの会社法（Company Act 2015）では、完全子会社の場合、取締役の最低人数は非公開会社で2名、公開会社で3名と規定されている。また、その内1名は前年にインドに182日以上滞在したインド居住者をResident Directorに置く必要がある。完全子会社の場合、多くの日系企業が会社設立時に社内にインド居住者がいないため、初年度はResident Directorとして外部の人間を招聘し、翌年から設立後配属された日本人の駐在員が入れ替わるという対応を取っていることが多い。

取締役の候補者が決まったら、各候補者の取締役識別番号（DIN: Director Identification Number）及び電子署名認証（DSC: Digital Signature Certificate）を取得するための申請書類をインド企業省傘下の会社登記局（Registrar of Company）に提出する。DIN及びDSCを取得するためには、日本企業側で必要書類の作成・準備を行い、通常は登録を代行する委託業者に必要書類を提出して取得を依頼する。DIN及びDSCの申請手続きに必要な書類には、公証人による公証（notarization）や在日本インド大使館による認証（attestation）が必要になるものがある。上記の書類作成や準備にはある程度の作業時間を確保する必要がある。DIN／DSCの取得には、書類準備に1～2週間、そして書類に不備がなければ申請から1週間程度要すると想定される。

インド 現地法人設立(3/4)

②商号承認申請

DINとDSCの取得後、次は現地法人の商号を会社登記局に申請する。商号申請の際は、最大6つの候補を提出することが可能である。商号承認にはインドで既存の類似商号がないことが原則であるが、その他にも下記の条件を満たすことが望ましいと言われる。

- ・商号内に新会社の事業内容を表す文言が含まれること（例：Consulting、Health等）
- ・子会社の場合は親会社の商号が含まれていること

ケアプロの場合、“CarePro”という会社が既にインドで存在するため、当初申請した商号候補が一度拒否されたが、インド当局からの要求の通り、商号に事業内容を表す文言及び事業地域を表すための“India”を追加した結果、“Carepro Health India Private Limited”が正式な商号として承認された。同社の場合は再提出により1週間程のリードタイムが発生したため、商号申請の際には類似商号の調査や上記の点に注意し、最大の候補数で申請することが望ましい。また、申請の際には申請フォームと共に親会社の取締役会において現地法人の商号について決議した内容が含まれる取締役会議事録を提出する必要があるため、スケジュールに余裕を持って調整を進める必要がある。

インド 現地法人設立(4/4)

③会社設立申請

商号承認後は所定期間内に会社登記局に会社設立申請を行う。会社設立の申請には、e-Form1という申請フォーマットと新会社の基本定款（MoA: Memorandum of Association）及び附属定款（AoA: Articles of Association）を提出する必要がある。MoAとは会社の種類、商号や事業目的等を定義した規定書であり、AoAとは会社の運営や株主間の関係について定義した書類である。親会社は会社設立の申請までにMoAとAoAを作成する必要があるため、会社設立手続きの初期から準備を進める必要がある。

④会社設立許可書の取得

会社登記局への申請後、書類に不備がなければ最短1～2週間で会社設立許可書を受領することができると言われていたが、申請後、会社登記局より追加の書類を要求されることが多い。当事業内においても、書類申請後に何度か追加の書類を提出することが求められた。また、会社設立後、新会社は30日以内に第1回目の取締役会を開催し、会社の銀行口座開設等に関する決議を行う必要がある。